

本庄地域定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と美里町（以下「乙」という。）で締結した、本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のように変更する。

第3条第1号イ（エ）を次のように改める。

（エ）介護人材確保対策

a 取組の内容

圏域内の利用者に安定的かつ継続的に介護サービスを提供することを目的とし、介護人材の確保・定着のための対策を検討・実施する。

b 甲の役割

圏域内の介護人材の確保・定着のための対策を乙とともに検討し、事業を実施する。

c 乙の役割

圏域内の介護人材の確保・定着のための対策を甲とともに検討し、事業を実施する。

第3条第1号オに次のように加え、同号オを同号カとする。

（イ）公共施設の相互利用

a 取組の内容

教育文化施設等の相互利用を可能とし、圏域住民の利便性の向上並びに生涯学習及び文化の振興を図る。

b 甲の役割

甲が設置する教育文化施設等について、乙に在住する者の利用を可能とする。

c 乙の役割

乙が設置する教育文化施設等について、甲に在住する者の利用を可能とする。

第3条第1号エ（ア）中「圏域の持つ歴史」を「圏域のもつ歴史」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 教育

（ア）教育支援の充実

a 取組の内容

教育支援センターを活用し、不登校等の状況にある圏域の児童生徒やその保護者に対して、学校へ復帰させるための指導支援、教育相談を行う。

b 甲の役割

(a) 不登校児童生徒への適切な支援を行うとともに、学校への復帰率を上げるための検証を行う。

(b) 乙と共同して、学校復帰に向けて相談員及び指導員の配置等を行う。

c 乙の役割

(a) 不登校児童生徒への適切な支援を行うとともに、学校への復帰率を上げるための検証に協力する。

(b) 甲と共同して、学校復帰に向けて相談員及び指導員の配置等を行う。

第3条第2号に次のように加える。

エ その他

(ア) 地域住民の交流等の推進

a 取組の内容

地域住民の交流や健康推進のため、地域の交流・憩い・健康づくりの場となる施設を運営する。

b 甲の役割

乙と連携して施設を運営する。

c 乙の役割

甲と連携して施設を運営する。

第3条第3号ア (ア) b 及び c を次のように改める。

b 甲の役割

乙及び早稲田大学をはじめとした関係機関と連携して、人材の育成や研究機能の強化を図るとともに、圏域内外の人材を活用した取組を推進する。

c 乙の役割

甲及び早稲田大学をはじめとした関係機関と連携して、人材の育成や研究機能の強化を図るとともに、圏域内外の人材を活用した取組を推進する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年10月4日

本庄市本庄3丁目5番3号
甲 本庄市
本庄市長 吉田信解

児玉郡美里町大字木部323番地1
乙 美里町
美里町長 原田信次